

令和5年度

参 考 市税税率の変遷

税目	年度	S25	S26	S27	S28	S29	S30	S31	S32
個人	所得割	所得税の18/100		5万円 以下の金額 100分の4 5万円 を超える金額 100分の4.6 8万円 " 100分の5 10万円 " 100分の5.6 12万円 " 100分の6 15万円 " 100分の6.6 20万円 " 100分の7.6 30万円 " 100分の8.6 50万円 " 100分の10		2万円 以下の金額 100分の2.5 2万円 を超える金額 100分の3.3 5万円 " 100分の3.8 7万円 " 100分の4.2 10万円 " 100分の4.7 12万円 " 100分の5 15万円 " 100分の5.3 20万円 " 100分の5.8 30万円 " 100分の6.7 50万円 " 100分の7.5			3万円 以下の金額 100分の2.24 3万円 を超える金額 100分の3.30 8万円 " 100分の4.07 15万円 " 100分の4.95 30万円 " 100分の5.72 50万円 " 100分の6.60 80万円 " 100分の7.37 120万円 " 100分の8.25 200万円 " 100分の9.02
	均等割	600円		500円		400円			
	賦課期日	8月1日	4月1日	1月1日					
市民税	税割	18/100	16/100	15/100		9/100	9.7/100		
	均等割	1,800円	3,000円						
納期	個人・法人	第1期 9/1～9/30 第2期 11/1～11/30 第3期 1/1～1/31	個人 第1期 7/1～7/31 第2期 8/1～8/31 第3期 10/1～10/31 第4期 12/1～12/31 法人(均等割のみ) 7/1～7/31 法人割申告納付	第1期 6/1～6/30 第2期 8/1～8/31 第3期 10/1～10/31 第4期 12/1～12/31					
	税率	1.6/100				1.5/100	1.4/100		
賦課期日	1月1日								
固定資産税	納期	土地・家屋 第1期 10/1～10/31 第2期 12/1～12/31 第3期 2/1～2/28 償却資産 第1期 12/1～12/31 第2期 2/1～2/28	第1期 4/1～4/30 第2期 6/1～6/30 第3期 9/1～9/30 第4期 1/1～1/31	第1期 4/1～4/30 第2期 7/1～7/31 第3期 9/1～9/30 第4期 11/1～11/30					

税目	年度	S33	S34	S35	S36	S37	S38	S39	S40	S41	S42
個人	所得割		5万円 以下の金額 100分の2.0			5万円 以下の金額 100分の2.0			15万円 以下の金額 100分の2.4		
			5万円 を超える金額 100分の3.2			5万円 を超える金額 100分の3.2			15万円 を超える金額 100分の3.6		
			8万円 " 100分の3.4			8万円 " 100分の3.4			40万円 " 100分の4.8		
			15万円 " 100分の4.2			15万円 " 100分の4.2			70万円 " 100分の6.0		
			30万円 " 100分の4.6			30万円 " 100分の4.6			100万円 " 100分の7.2		
			50万円 " 100分の5.6			50万円 " 100分の5.6			150万円 " 100分の8.4		
			80万円 " 100分の6.4			80万円 " 100分の6.4			250万円 " 100分の9.6		
			120万円 " 100分の7.2			120万円 " 100分の7.2			400万円 " 100分の10.8		
			200万円 " 100分の8.2			200万円 " 100分の8.2			600万円 " 100分の12.0		
			300万円 " 100分の9.0			300万円 " 100分の9.0			1,000万円 " 100分の13.2		
						500万円 " 100分の11.0		2,000万円 " 100分の14.4			
						1,000万円 " 100分の12.0		3,000万円 " 100分の15.6			
								5,000万円 " 100分の16.8			
市民税	税割							10.1/100		10.7/100	
											資本の金額又は出資金額が 1千万円を超える法人等 …7,000円 1千万円以下の法人等 …4,000円
	均等割										
	賦課 期日										
	納期										
固定資産税	税率										
	賦課 期日										
	納期										

年度		S43	S44	S45	S46	S47	S48	S49	
税目	個人	所得割	15万円 以下の金額 100分の2.2 15万円 を超える金額 100分の3.3 40万円 " 100分の4.4 70万円 " 100分の5.5 100万円 " 100分の6.6 150万円 " 100分の7.7 250万円 " 100分の8.8 400万円 " 100分の9.9 600万円 " 100分の11.0 1,000万円 " 100分の12.1 2,000万円 " 100分の13.2 3,000万円 " 100分の14.3 5,000万円 " 100分の15.4	15万円 以下の金額 100分の2 15万円 を超える金額 100分の3 40万円 " 100分の4 70万円 " 100分の5 100万円 " 100分の6 150万円 " 100分の7 250万円 " 100分の8 400万円 " 100分の9 600万円 " 100分の10 1,000万円 " 100分の11 2,000万円 " 100分の12 3,000万円 " 100分の13 5,000万円 " 100分の14				30万円 以下の金額 100分の2 30万円 を超える金額 100分の3 50万円 " 100分の4 80万円 " 100分の5 110万円 " 100分の6 150万円 " 100分の7 250万円 " 100分の8 400万円 " 100分の9 600万円 " 100分の10 1,000万円 " 100分の11 2,000万円 " 100分の12 3,000万円 " 100分の13 5,000万円 " 100分の14	
		均等割							
		賦課 期日							
市民税	税割							14.5/100	
	法人 均等割								
	納期								
固定資産税	税率								
	賦課 期日								
	納期								

税目	年度	S50	S51	S52	S53	S54	S55	
個人	所得割						30万円 以下の金額 100分の2 30万円 を超える金額 100分の3 45万円 " 100分の4 70万円 " 100分の5 100万円 " 100分の6 130万円 " 100分の7 230万円 " 100分の8 370万円 " 100分の9 570万円 " 100分の10 950万円 " 100分の11 1,900万円 " 100分の12 2,900万円 " 100分の13 4,900万円 " 100分の14	
		均等割	1,200円				1,500円	
		賦課 期日						
市民税	税割							
	均等割	<p>ア 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人(法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等で均等割のみを課されるものを除く。イにおいて同じ。)及び保険業法に規定する相互会社で、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支払いを受けるべき役員を含む。)の数の合計数が100人を超えるもの 年額 4万円</p> <p>イ 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社で、アに掲げるもの以外のもの並びに資本の金額又は出資金額が1,000万円を超え1億円以下である法人 年額 2万円</p> <p>ウ ア及びイに掲げる法人以外の法人 年額 1万2,000円</p>	<p>ア 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人(法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等で均等割のみを課されるものを除く。イにおいて同じ。)及び保険業法に規定する相互会社で、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支払いを受けるべき役員を含む。)の数の合計数が100人を超えるもの 年額 13万4,000円</p> <p>イ 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社で、アに掲げるもの以外のもの並びに資本の金額又は出資金額が1,000万円を超え1億円以下である法人 年額 4万円</p> <p>ウ ア及びイに掲げる法人以外の法人等 年額 1万3,000円</p>	<p>ア 資本の金額又は出資金額(保険業法に規定する相互会社)にあっては純資産額をいう。以下同じ。)が50億円を超える法人(公共法人及び公益法人等で均等割のみを課されるものを除く。以下同じ。)で高松市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者の数の合計数(以下「従業者数の合計数」という。)が100人を超えるもの 年額 100万円</p> <p>イ 資本の金額又は出資金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が100人を超えるもの 年額 56万円</p> <p>ウ 資本の金額又は出資金額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が100人以下であるもの及び資本の金額又は出資金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が100人を超えるもの 年額 13万4,000円</p> <p>エ 資本の金額又は出資金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が100人以下であるもの及び資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下である法人 年額 4万円</p> <p>オ アからエに掲げる法人以外の法人等 年額 1万3,000円</p>				
固定資産税	納期							
	税率							
	賦課 期日							
納期								

年度		S56	S57	S58	S59
個人	所得割				
	均等割				
	課税期日				
市民税	税割	14.7/100 (S56.8.1以降)			
	法人	<p>ア 資本等の金額(資本の金額又は出資金額と法人税法に規定する資本積立金との合計額(保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額)をいう。以下同じ。)が50億円を超える法人(公共法人及び公益法人等で均等割のみを課されるものを除く。以下同じ。)で高松市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業員の数の合計数(以下「従業員の合計数」という。)が100人を超えるもの 年額 100万円</p> <p>イ 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業員数の合計数が100人を超えるもの 年額 56万円</p> <p>ウ 資本等の金額が10億円を超える法人で従業員数の合計数が100人以下であるもの及び資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業員数の合計数が100人を超えるもの 年額 13万4,000円</p>	<p>ア 資本等の金額(資本の金額又は出資金額と法人税法第2条第17号に規定する資本積立金との合計額(保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の2に定めるところにより算定した純資産額)をいう。以下同じ。)が50億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの並びに法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等で均等割のみを課されるものを除く。以下同じ。)で市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業員(俸給、給与若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(以下「従業員数の合計数」という。)が50人を超えるもの 年額 150万円</p> <p>イ 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの 年額 100万円</p> <p>ウ 資本等の金額が10億円を超える法人で従業員数の合計数が50人以下であるもの及び資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの 年額 27万円</p> <p>エ 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業員数の合計数が50人以下であるもの及び資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの 年額 10万円</p> <p>オ 資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業員数の合計数が50人以下であるもの及び資本等の金額が1,000万円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの 年額 8万円</p> <p>カ アからオに掲げる法人以外の法人等 年額 2万7,000円</p>	<p>ア 資本等の金額(資本の金額又は出資金額と法人税法第2条第17号に規定する資本積立金との合計額(保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の2に定めるところにより算定した純資産額)をいう。以下同じ。)が50億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの並びに法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等で均等割のみを課されるものを除く。以下同じ。)で市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業員(俸給、給与若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(以下「従業員数の合計数」という。)が50人を超えるもの 年額 360万円</p> <p>イ 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの 年額 210万円</p> <p>ウ 資本等の金額が10億円を超える法人で従業員数の合計数が50人以下であるもの及び資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの 年額 48万円</p> <p>エ 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業員数の合計数が50人以下であるもの及び資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの 年額 18万円</p> <p>オ 資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業員数の合計数が50人以下であるもの及び資本等の金額が1,000万円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの 年額 14万4,000円</p> <p>カ アからオに掲げる法人以外の法人等 年額 4万8,000円</p>	
	均等割	<p>エ 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業員数の合計数が100人以下であるもの及び資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人 年額 4万円</p> <p>オ アからエに掲げる法人以外の法人等 年額 1万3,000円</p>	<p>イ 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの 年額 100万円</p> <p>ウ 資本等の金額が10億円を超える法人で従業員数の合計数が50人以下であるもの及び資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの 年額 27万円</p> <p>エ 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業員数の合計数が50人以下であるもの及び資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの 年額 10万円</p> <p>オ 資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業員数の合計数が50人以下であるもの及び資本等の金額が1,000万円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの 年額 8万円</p> <p>カ アからオに掲げる法人以外の法人等 年額 2万7,000円</p>	<p>イ 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの 年額 210万円</p> <p>ウ 資本等の金額が10億円を超える法人で従業員数の合計数が50人以下であるもの及び資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの 年額 48万円</p> <p>エ 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業員数の合計数が50人以下であるもの及び資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの 年額 18万円</p> <p>オ 資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業員数の合計数が50人以下であるもの及び資本等の金額が1,000万円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの 年額 14万4,000円</p> <p>カ アからオに掲げる法人以外の法人等 年額 4万8,000円</p>	
納期					
固定資産税	税率				
	課税期日				
	納期				

税目	年度	S60	S61	S62	S63	元(平成)	H2	H3
個人	所得割	20万円 以下の金額 100分の2.5			60万円 以下の金額 100分の3	120万円 以下の金額 100分の3		160万円 以下の金額 100分の3
		20万円 を超える金額 100分の3			60万円 を超える金額 100分の5	120万円 を超える金額 100分の8		160万円 を超える金額 100分の8
		45万円 " 100分の4			130万円 " 100分の7	500万円 " 100分の11		550万円 " 100分の11
		70万円 " 100分の5			260万円 " 100分の8			
		95万円 " 100分の6			460万円 " 100分の10			
		120万円 " 100分の7			950万円 " 100分の11			
		220万円 " 100分の8			1,900万円 " 100分の12			
		370万円 " 100分の9						
		570万円 " 100分の10						
		950万円 " 100分の11						
		1,900万円 " 100分の12						
		2,900万円 " 100分の13						
		4,900万円 " 100分の14						
		均等割	2,000円					
賦課 期日								
市民税	税割							
法人	均等割							
	納期							
固定資産税	税率							
	賦課 期日							
	納期	第1期 5/1~5/31 第2期 7/1~7/31 第3期 9/1~9/30 第4期 11/1~11/30	第1期 4/1~4/30 第2期 7/1~7/31 第3期 9/1~9/30 第4期 11/1~11/30		第1期 5/1~5/31 第2期 7/1~7/31 第3期 9/1~9/30 第4期 11/1~11/30	第1期 4/1~4/30 第2期 7/1~7/31 第3期 9/1~9/30 第4期 11/1~11/30		第1期 5/1~5/31 第2期 7/1~7/31 第3期 9/1~9/30 第4期 11/1~11/30

税目	年度		H4	H5	H6	H7	H8
	個人	所得割					200万円 以下の金額 100分の3 200万円 を超える金額 100分の8 700万円 “ 100分の11
均等割							2,500円
賦課期日							
市民税	税割						
	法人 均等割			ア 資本等の金額(資本の金額又は出資金額と法人税法第2条第17号に規定する資本積立金額との合計額(保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3に定めるところにより算定した純資産額)をいう。イからクまでにおいて同じ。)が50億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの並びに法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等(管理組合法人及び団地管理組合法人並びに地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体を含む。))で均等割のみを課されるものを除く。イからクまでにおいて同じ。)で市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給与若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(イからクまでにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人を超えるもの 年額 360万円 イ 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 210万円 ウ 資本等の金額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 49万2,000円 エ 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 48万円 オ 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 19万2,000円 カ 資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 18万円 キ 資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 15万6,000円 ク 資本等の金額が1,000万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 14万4,000円 ケ アからクに掲げる法人以外の法人等 年額 6万円		ア 資本等の金額(資本の金額又は出資金額と法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第17号に規定する資本積立金額との合計額(保険業法(昭和14年法律第41号))に規定する相互会社にあつては、令第45条の3に定めるところにより算定した純資産額)をいう。イからクまでにおいて同じ。)が50億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの並びに法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等(管理組合法人及び団地管理組合法人、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成6年法律第106号)第8条に規定する法人である政党又は政治団体を含む。))で均等割のみを課されるものを除く。イからクまでにおいて同じ。)で市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(イからクまでにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人を超えるもの 年額 360万円 イ 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 210万円 ウ 資本等の金額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 49万2,000円 エ 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 48万円 オ 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 19万2,000円 カ 資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 18万円 キ 資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 15万6,000円 ク 資本等の金額が1,000万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 14万4,000円 ケ アからクに掲げる法人以外の法人等 年額 6万円	
		納期					
固定資産税	税率						
	賦課期日						
	納期	第1期 4/1~4/30 第2期 7/1~7/31 第3期 9/1~9/30 第4期 11/1~11/30	第1期 5/1~5/31 第2期 7/1~7/31 第3期 9/1~9/30 第4期 11/1~11/30	第1期 4/1~4/30 第2期 7/1~7/31 第3期 9/1~9/30 第4期 11/1~11/30			

税目		年度	H9	H10	H11	H12
個人	所得割		200万円 以下の金額 100分の3 200万円 を超える金額 100分の8 700万円 " 100分の12		200万円 以下の金額 100分の3 200万円 を超える金額 100分の8 700万円 " 100分の10	
			均等割			
			賦課 期日			
市民税	税割					
	均等割		ア 資本等の金額(資本の金額又は出資金額と法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第17号に規定する資本積立金額との合計額(保険業法(平成7年法律第105号))に規定する相互会社にあつては、令第45条の3に定めるところにより算定した純資産額)をいう。イからクまでにおいて同じ。)が50億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの並びに法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等(管理組合法人及び団地管理組合法人、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成6年法律第106号)第8条に規定する法人である政党又は政治団体並びに特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する法人を含む。)で均等割のみを課されるものを除く。イからクまでにおいて同じ。)で市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(イからクまでにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人を超えるもの 年額 360万円 イ 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 210万円 ウ 資本等の金額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 49万2,000円 エ 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 48万円 オ 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 19万2,000円 カ 資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 18万円 キ 資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 15万6,000円 ク 資本金等の金額が1,000万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 14万4,000円 ケ アからクに掲げる法人以外の法人等 年額 6万円			
法人	均等割					
	納期					
固定資産税	税率					
	賦課 期日					
	納期	第1期 5/1~5/31 第2期 7/1~7/31 第3期 9/1~9/30 第4期 11/1~11/30	第1期 4/1~4/30 第2期 7/1~7/31 第3期 9/1~9/30 第4期 11/1~11/30		第1期 5/1~5/31 第2期 7/1~7/31 第3期 9/1~9/30 第4期 11/1~11/30	

税目	年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18
個人	所得割						
	均等割				3,000円	3,000円 (但し生計同一妻 1,500円)	3,000円 (生計同一妻も 3,000円)
	賦課 期日						
市民税	税割						旧6町の区域内に事務所、事業所又は寮等を有する法人等であって、旧6町の区域以外の市の区域内に事務所、事業所又は寮等を有しないものに係る 平成16年4月1日から平成21年3月31日までの間に終了する事業年度分等の税率 旧国分寺町は14.0/100 他旧5町は12.3/100
	均等割					旧6町の区域内に事務所、事業所又は寮等を有する法人等であって、旧6町の区域以外の市の区域内に事務所、事業所又は寮等を有しないものに係る平成16年4月1日から平成21年3月31日までの間に終了する事業年度分等の税率 (旧国分寺町) ※高松市は旧国分寺町と同じ ア 資本金等の額(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法(平成7年法律第105号))に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額)をいう。イからクまでにおいて同じ。)が50億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの並びに法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等(防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可を受けた地籍による団体並びに特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する法人を含む。)で均等割のみを課されるものを除く。イからクまでにおいて同じ。)で市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(イからクまでにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人を超えるもの 年額 360万円 イ 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 210万円 ウ 資本金等の額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 49万2,000円 エ 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 48万円 オ 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 19万2,000円 カ 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 18万円 キ 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 15万6,000円 ク 資本金等の額が1,000万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの年額 14万4,000円 ケ アからクに掲げる法人以外の法人等 年額 6万円	(他旧5町) ア 資本金等の額(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法(平成7年法律第105号))に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額)をいう。イからクまでにおいて同じ。)が50億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの並びに法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等(防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可を受けた地籍による団体並びに特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する法人を含む。)で均等割のみを課されるものを除く。イからクまでにおいて同じ。)で市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(イからクまでにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人を超えるもの 年額 300万円 イ 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 175万円 ウ 資本金等の額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 41万円 エ 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 40万円 オ 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 16万円 カ 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 15万円 キ 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 13万円 ク 資本金等の額が1,000万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 12万円 ケ アからクに掲げる法人以外の法人等 年額 5万円
納期							
固定資産税	税率						
	賦課 期日						
	納期	第1期 4/1~4/30 第2期 7/1~7/31 第3期 9/1~9/30 第4期 11/1~11/30					第1期 5/1~5/31 第2期 7/1~7/31 第3期 9/1~9/30 第4期 11/1~11/30

年度		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
市民税	税目							
	個人	所得割 一律 100分の6						
		均等割						
		賦課期日						
法人	税割		14.7/100 (不均一課税の終了)					
	均等割		<p>※不均一課税の終了</p> <p>ア 資本金等の額(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法(平成7年法律第105号))に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額)をいう。イからクまでにおいて同じ。)が50億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの並びに法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等(防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する法人を含む。))で均等割のみを課されるものを除く。イからクまでにおいて同じ。)で市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(イからクまでにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人を超えるもの 年額 380万円</p> <p>イ 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 210万円</p> <p>ウ 資本金等の額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 49万2,000円</p> <p>エ 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 48万円</p> <p>オ 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 19万2,000円</p> <p>カ 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 18万円</p> <p>キ 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 15万6,000円</p> <p>ク 資本金等の額が1,000万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 14万4,000円</p> <p>ケ アからクに掲げる法人以外の法人等 年額 6万円</p>					
固定資産税	納期							
	税率							
	賦課期日							
	納期	第1期 4/1~4/30 第2期 7/1~7/31 第3期 9/1~9/30 第4期 11/1~11/30				第1期 5/1~5/31 第2期 7/1~7/31 第3期 9/1~9/30 第4期 11/1~11/30	第1期 4/1~4/30 第2期 7/1~7/31 第3期 9/1~9/30 第4期 11/1~11/30	

年度		H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
税目	所得割										
	個人										
	均等割	3,500円									
	賦課期日										
市民税	税割	12.1/100 (H26.10.1以降)	12.1/100	12.1/100			8.4/100 (R元.10.1以降) (R2年度から適用)				
	法人										
	均等割										
	納期										
固定資産税	税率										
	賦課期日										
	納期										

年度	S25	S26	S27	S28	S29	S30	S31	S32	
自転車税	税率 1 普通自転車 年額 200円 (貨物用及び二人乗自転車以外のもの) 2 貨物用及び二人乗自転車 年額 400円		1 普通自転車 年額 200円 (貨物用及び二人乗自転車及び 原動機付自転車以外のもの) 2 貨物用及び二人乗自転車 年額 400円 3 原動機付自転車 年額 500円		自転車荷車税 税率 1 自転車 ①原動機付自転車 年額 500円 ②貨物用及び二人乗自転車 年額 400円 ③普通自転車(貨物用及び 原動機付自転車以外のもの) 年額 200円 2 荷車 ①荷積牛馬車 年額 800円 ②荷車大車 年額 400円 ③荷車中車 年額 300円 ④荷車小車 年額 200円	1 自転車 原動機付自転車 ① 総排気量が0.05ℓ以下のもの又は 定格出力が0.6kw以下のもの 年額 500円 ② 総排気量が0.05ℓを超え0.09ℓまで のもの又は定格出力が0.6kwを超え 0.8kwまでのもの 年額 800円 ③ 総排気量が0.09ℓを超えるもの又は 定格出力が0.8kwを超えるもの 年額 1,000円 2 荷車同左			
	賦課 期日 4月1日								
	納期 9/1～9/30	5/1～5/31	原動機付自転車 8/1～8/31						
荷車税	税率 1 荷積牛馬車 年額 800円 2 荷車大車 年額 400円 3 荷車中車 年額 300円 4 荷車小車及びびりヤカー 年額 200円								
	賦課 期日 4月1日				賦課 期日 (月割課税の開始)				
	納期 9/1～9/30	5/1～5/31			納期 (随時の開始)				
犬税	税率 犬一頭につき 年額 300円			廃止					
	賦課 期日 4月1日								
	納期 9/1～9/30	5/1～5/31							
接客人税	税率 接客人1人1月について 100円			廃止					
	賦課 期日 毎月1日								
	納期 毎月1日～ その月の末日								
					市たばこ消費税 税率 10/115 賦課 期日 申告納付 納期 申告納付 (申告書を翌月25日まで)	9/100			
広告税	税率 10/100 10～50円			廃止					
	賦課 期日 第5種 4月1日 その他 納税義務発生の日								
	納期 第5種 5/1～5/31 その他 徴税令書指定の日								
電気ガス税	税率 10/100								
	賦課 期日 申告納入								
	納期 特徴 翌月25日 (申告と同時に納入) 普徴 翌月1日～末日								
木材引取税	税率 5/100							4/100 (7/1から)	
	納期 申告納入 (毎月7日まで)								
前納報奨金 税額割	0.5 100	1 100							
督促手数料	20円								

年度	S33	S34	S35	S36	S37	S38	S39	S40	
税目	1 原動機付自転車 ① 総排気量が0.050以下のもの 又は定格出力0.6kw以下のもの 500円 ② 総排気量が0.050を超え0.092 又は定格出力0.6kwを超え0.8kw 以下のもの 800円 ③ 総排気量が0.092を超えるもの 又は定格出力が0.8kwを超える もの 1,000円 2 軽自動車 ① 農耕作業用 1,000円 ② その他 1,500円 3 二輪の小型自動車 2,500円	1 原動機付自転車 ① 総排気量が50cc以下のもの又は 定格出力出力0.6kw以下のもの 500円 ② 総排気量が50ccを超え90cc以下 又は定格出力0.6kwを超え0.8kw 以下のもの 800円 ③ 総排気量が90ccを超えるもの 又は定格出力が0.8kwを超える もの 1,000円 2 軽自動車 ① 農耕作業用 1,000円 ② その他 1,500円		2 軽自動車 ① 農耕作業用 1,000円 ② 三輪のもの 2,000円 ③ 四輪のもの 乗用 3,000円 貨物用 2,500円 ④ その他 1,500円				2 軽自動車及び小型特殊自動車 ① 二輪のもの(側車付含む。) 1,500円 ② 三輪のもの 2,000円 ③ 四輪以上のもの 乗用 3,000円 貨物用 2,500円 ④ 小型特殊自動車 農耕作業用 1,000円 その他 3,000円	2 軽自動車及び小型特殊自動車 ③ 四輪以上のもの 乗用 4,500円 貨物用 2,500円
税率									
賦課 期日	4/1								
納期	4/1~4/30								
税率	11/100				4/1以降売渡しに係るもの 12/100	$\frac{13.4}{100}$	$\frac{15}{100}$		
賦課 期日									
納期					毎月分を翌月末日				
税率					5/1以降収納料金に係るもの 9/100	$\frac{8}{100}$	$\frac{7}{100}$		
賦課 期日									
納期									
税率	2/100 (7/1から)								
納期									
前納報奨金 税額割									
督促手数料									

年度	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48
税目								
軽自動車税	税率		1 原動機付自転車					
			① 総排気量が50cc以下又は定格出力0.6kw以下のもの 500円					
			② 総排気量が50ccを超え90cc以下又は定格出力0.6kwを超え0.8kw以下のもの 800円					
			③ 総排気量が90ccを超え又は定格出力が0.8kwを超えるもの 1,000円					
			2 軽自動車及び小型特殊自動車					
			軽自動車					
			① 二輪のもの(側車付を含む) 1,500円					
			② 三輪 2,000円					
			③ 四輪以上のもの					
			乗用 4,500円					
			貨物用 2,500円					
			小型特殊自動車					
			① 農耕作業用 1,000円					
			② その他 3,000円					
			3 二輪の小型 2,500円					
市たばこ消費税	税率	$\frac{18.1}{100}$						
	賦課期日							
	納期							
電気ガス税	税率							特別土地保有税 税率 (創設) 保有に係るもの 1.4/100 取得に係るもの 3/100
	賦課期日							申告納付
	納期							保有に係るもの 5月31日 取得に係るもの 2月末日、8月31日
								$\frac{6}{100}$
木材引取税	税率							
	賦課期日							
	納期							
前納額							(期別限度額 25万円)	
督促手数料								

年度	S49	S50	S51	S52	S53	S54	S55
税目	軽自動車税		1 原動機付自転車 ① 総排気量が50cc以下又は定格出力0.6kw以下のもの 700円 ② 総排気量が50ccを超え90cc以下又は定格出力0.6kwを超え0.8kw以下のもの 1,200円 ③ 総排気量が90ccを超え又は定格出力が0.8kwを超えるもの 1,500円 2 軽自動車及び小型特殊自動車 軽自動車 ① 二輪のもの(側車付含む) 2,400円 ② 三輪のもの 3,100円 ③ 四輪以上のもの 乗用 営業用 6,200円 乗用 自家用 7,000円 貨物用 営業用 3,400円 貨物用 自家用 3,900円 小型特殊自動車 ① 農耕作業用 1,500円 ② その他 4,600円 3 二輪の小型自動車 3,900円			1 原動機付自転車 ① 総排気量が50cc以下又は定格出力0.6kw以下のもの 800円 ② 総排気量が50ccを超え90cc以下又は定格出力0.6kwを超え0.8kw以下のもの 1,300円 ③ 総排気量が90ccを超え又は定格出力が0.8kwを超えるもの 1,700円 2 軽自動車及び小型特殊自動車 軽自動車 ① 二輪のもの(側車付含む) 2,600円 ② 三輪のもの 3,400円 ③ 四輪以上のもの 乗用 営業用 6,200円 乗用 自家用 7,800円 貨物用 営業用 3,400円 貨物用 自家用 4,300円 小型特殊自動車 ① 農耕作業用 1,700円 ② その他 5,100円 3 二輪の小型自動車 4,300円	
		賦課期日					
	納期						
市たばこ消費税	税率						
	賦課期日						
	納期						
特別土地保有税	税率						
	賦課期日						
	納期						
電気税	税率	$\frac{5}{100}$ (1月以降)					
	賦課期日	申告納入					
	納期	特徴 翌月25日 (申告と同時に納入) 普徴 翌月1日～末日					
ガス税	税率	$\frac{5}{100}$ ただし、1月以降は4/100	$\frac{3}{100}$		$\frac{2}{100}$		
	賦課期日	申告納入					
	納期	特徴 翌月25日 (申告と同時に納入) 普徴 翌月1日～末日					
事業所税	税率			(創設) 事業に係るもの 資産割 300円/㎡ 従業者割 0.25/100 新増設に係るもの 5,000円/㎡			事業に係るもの 資産割 500円/㎡ 従業者割 0.25/100 新増設に係るもの 6,000円/㎡
	賦課期日			申告納付			
	納期			事業に係るもの (法人)事業年度終了の日から2ヶ月以内 (個人)翌年の3月15日 新増設をした日から1か月以内			
木材引取税	税率						
	納期						
前納報奨金税額割							
督促手数料			50円				

年度	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63
税目		2 軽自動車及び小型特殊自動車 軽自動車 ④ 専ら雪上を走行するもの 2,600円		1 原動機付自転車 ① 総排気量50cc以下又は定格出力 0.6kW以下のもの 1,000円	1 原動機付自転車 ④ 三輪以上のもので総排気量が20ccを 超えるもの又は定格出力0.25kWを超え るもの 2,500円			
軽自動車税	税率							
	賦課 期日							
	納期							
市たばこ消費税	税率				従価割 14.3/100 従量割 1,000本につき350円	5/1以降売渡しに係るもの 従量割 1,000本につき640円		
	賦課 期日							
	納期							
特別土地保有税	税率							
	賦課 期日							
	納期							
電気税	税率							
	賦課 期日							
	納期							
ガス税	税率							
	賦課 期日							
	納期							
事業所税	税率					事業に係るもの 資産割 600円/㎡ 従業者割 0.25/100 新增設に係るもの 6,000円/㎡		
	賦課 期日							
	納期		新增設に係るもの 新增設をした日から2か月以内					
木材引取税	税率					廃止		
	納期							
前納税 税額割					0.5 (期別限度額10万円) 100			
督促手数料								

年度	元(平成)	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11
税目	軽自動車税										
	税率										
	賦課期日										
	納期									5/1～5/31	
市たばこ税	税率	1,000本につき1,997円 旧3級品は1,000本につき948円							1,000本につき2,434円 旧3級品は1,000本につき1,155円		1,000本につき2,668円 旧3級品は1,000本につき1,266円
	賦課期日										
	納期										
特別土地保有税	税率										
	賦課期日										
	納期										
電気税	税率	廃止									
	賦課期日	廃止									
	納期	廃止									
ガス税	税率	廃止									
	賦課期日	廃止									
	納期	廃止									
事業所税	税率										
	賦課期日										
	納期										
前納報奨金 税額割											
督促手数料						100円					

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
軽自動車税	税率						軽自動車等の主たる定置場の所在が旧6町の区域内であるものに係る平成18年度から平成20年度までの税率 1 原動機付自転車 ① 総排気量が50cc以下又は定格出力0.6kw以下のもの 1,000円 ② 総排気量が50ccを超え90cc以下又は定格出力0.6kwを超え0.8kw以下のもの 1,200円 ③ 総排気量が90ccを超え又は定格出力が0.8kwを超えるもの 1,600円 ④ 三輪以上のもので総排気量が20ccを超えるもの又は定格出力0.25kWを超えるもの 2,500円 2 軽自動車及び小型特殊自動車 軽自動車 ① 二輪のもの(側車付含む) 2,400円 ② 三輪のもの 3,100円 ③ 四輪以上のもの 乗用 営業用 5,500円 自家用 7,200円 貨物用 営業用 3,000円 自家用 4,000円 ④ 専ら雪上を走行するもの 2,400円 小型特殊自動車 ① 農耕作業用 1,600円 ② その他 4,700円 3 二輪の小型自動車 4,000円			※合併による不均一課税の終了 1 原動機付自転車 ① 総排気量が50cc以下又は定格出力0.6kw以下のもの 1,000円 ② 総排気量が50ccを超え90cc以下又は定格出力0.6kwを超え0.8kw以下のもの 1,300円 ③ 総排気量が90ccを超え125cc以下又は定格出力が0.8kwを超え1kw以下のもの 1,700円 ④ 三輪以上のもので総排気量が20ccを超え50cc以下のもの又は定格出力が0.25kwを超え0.6kw以下のもの 2,500円 2 軽自動車及び小型特殊自動車 軽自動車 ① 二輪のもの(側車付含む) 2,600円 ② 三輪のもの 3,400円 ③ 四輪以上のもの 乗用 営業用 6,200円 自家用 7,800円 貨物用 営業用 3,400円 自家用 4,300円 ④ 専ら雪上を走行するもの 2,600円 小型特殊自動車 ① 農耕作業用 1,700円 ② その他 5,100円 3 二輪の小型自動車 4,300円
	賦課期日									
	納期									
市たばこ税	税率			1,000本につき2,977円 旧3級品は1,000本につき1,412円			1,000本につき3,298円 旧3級品は1,000本につき1,564円			
	賦課期日									
	納期									
特別土地保有税	税率			課税停止						
	賦課期日									
	納期									
入湯税	税率	入湯客1人につき150円					旧6町の区域内の鉱泉浴場の平成18年度から平成20年度までの税率は、入湯客1人につき100円			入湯客1人1日につき150円 (合併による不均一課税の終了)
	賦課期日	申告納入								
	納期	毎月分を翌月15日まで								
事業所税	税率				新增設に係るもの廃止		旧6町の区域内に事業所等を有する法人または個人の当該旧6町の区域内の事業所等において行う事業に係る事業所税は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する事業年度に対しては課さない。			
	賦課期日									
	納期									
前納報奨金税額割						17年度課税分から廃止	旧6町の区域内の平成18年度から平成20年度までの固定資産税について	0.5 (期別限度額 100万円)		
督促手数料										

年度	H29	H30	R元
税目	<p>1 原動機付自転車</p> <p>① 総排気量が50cc以下又は定格出力0.6kw以下のもの 2,000円</p> <p>② 総排気量が50ccを超え90cc以下又は定格出力0.6kwを超え0.8kw以下のもの 2,000円</p> <p>③ 総排気量が90ccを超え125cc以下又は定格出力が0.8kwを超え1kw以下のもの 2,400円</p> <p>④ 三輪以上のもので総排気量が20ccを超え50cc以下のもの又は定格出力が0.25kwを超え0.6kw以下のもの 3,700円</p> <p>2 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>軽自動車</p> <p>① 二輪のもの(側車付き含む) 3,600円</p> <p>② 三輪のもの 3,100円</p> <p>重 4,600円</p> <p>③ 四輪以上のもの 重 4,600円</p> <p>乗用 営業用 5,500円</p> <p>* 6,900円 軽① 1,800円</p> <p>② 2,000円</p> <p>③ 3,000円</p> <p>重 8,200円</p> <p>自家用 7,200円</p> <p>* 10,800円 軽① 2,700円</p> <p>② 5,400円</p> <p>③ 8,100円</p> <p>重 12,800円</p> <p>貨物用 営業用 * 3,800円 軽① 1,000円</p> <p>② 1,900円</p> <p>③ 2,900円</p> <p>重 4,500円</p> <p>自家用 4,000円</p> <p>* 5,000円 軽① 1,300円</p> <p>② 2,500円</p> <p>③ 3,800円</p> <p>重 6,000円</p> <p>* 平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両 軽【グリーン化特例】平成29年4月1日から平成29年3月31日までに最初の新規検査を受けた四輪以上及び三輪の軽自動車(新車に限る)で、次の基準に該当するものについて、グリーン化特例が適用される。 ①電気自動車・天然ガス自動車(平成21年排出ガス10%低減) ②貨物:平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準+35%達成車 乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準+20%達成車 ③貨物:平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準+15%達成車 乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準+15%達成車 ②、③については、ガソリンを内燃機関の燃料とする軽自動車に限る 重【重課税率】最初の新規検査から13年を経過した車両</p> <p>小型特殊自動車</p> <p>①農耕作業用 2,400円</p> <p>②その他 5,900円</p> <p>3 二輪の小型自動車 6,000円</p>	<p>1 原動機付自転車</p> <p>① 総排気量が50cc以下又は定格出力0.6kw以下のもの 2,000円</p> <p>② 総排気量が50ccを超え90cc以下又は定格出力0.6kwを超え0.8kw以下のもの 2,000円</p> <p>③ 総排気量が90ccを超え125cc以下又は定格出力が0.8kwを超え1kw以下のもの 2,400円</p> <p>④ 三輪以上のもので総排気量が20ccを超え50cc以下のもの又は定格出力が0.25kwを超え0.6kw以下のもの 3,700円</p> <p>2 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>軽自動車</p> <p>① 二輪のもの(側車付き含む) 3,600円</p> <p>② 三輪のもの 3,100円</p> <p>重 4,600円</p> <p>③ 四輪以上のもの 重 4,600円</p> <p>乗用 営業用 5,500円</p> <p>* 6,900円 軽① 1,800円</p> <p>② 2,000円</p> <p>③ 3,000円</p> <p>重 8,200円</p> <p>自家用 7,200円</p> <p>* 10,800円 軽① 2,700円</p> <p>② 5,400円</p> <p>③ 8,100円</p> <p>重 12,800円</p> <p>貨物用 営業用 * 3,800円 軽① 1,000円</p> <p>② 1,900円</p> <p>③ 2,900円</p> <p>重 4,500円</p> <p>自家用 4,000円</p> <p>* 5,000円 軽① 1,300円</p> <p>② 2,500円</p> <p>③ 3,800円</p> <p>重 6,000円</p> <p>* 平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両 軽【グリーン化特例】平成29年4月1日から平成30年3月31日までに最初の新規検査を受けた四輪以上及び三輪の軽自動車(新車に限る)で、次の基準に該当するものについて、グリーン化特例が適用される。 ①電気自動車・天然ガス自動車(平成20年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制適合し、Nox10%低減 (Nox:窒素酸化物)) ②貨物:平成27年度燃費基準+35%達成車 乗用:平成32年度燃費基準+30%達成車 ③貨物:平成27年度燃費基準+15%達成車 乗用:平成32年度燃費基準+10%達成車 ②、③については、ガソリンを内燃機関の燃料とする軽自動車であり、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限る。 重【重課税率】最初の新規検査から13年を経過した車両</p> <p>小型特殊自動車</p> <p>①農耕作業用 2,400円</p> <p>②その他 5,900円</p> <p>3 二輪の小型自動車 6,000円</p>	<p>1 原動機付自転車</p> <p>① 総排気量が50cc以下又は定格出力0.6kw以下のもの 2,000円</p> <p>② 総排気量が50ccを超え90cc以下又は定格出力0.6kwを超え0.8kw以下のもの 2,000円</p> <p>③ 総排気量が90ccを超え125cc以下又は定格出力が0.8kwを超え1kw以下のもの 2,400円</p> <p>④ 三輪以上のもので総排気量が20ccを超え50cc以下のもの又は定格出力が0.25kwを超え0.6kw以下のもの 3,700円</p> <p>2 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>軽自動車</p> <p>① 二輪のもの(側車付き含む) 3,600円</p> <p>② 三輪のもの 3,100円</p> <p>重 4,600円</p> <p>③ 四輪以上のもの 重 4,600円</p> <p>乗用 営業用 5,500円</p> <p>* 6,900円 軽① 1,800円</p> <p>② 2,000円</p> <p>③ 3,000円</p> <p>重 8,200円</p> <p>自家用 7,200円</p> <p>* 10,800円 軽① 2,700円</p> <p>② 5,400円</p> <p>③ 8,100円</p> <p>重 12,800円</p> <p>貨物用 営業用 * 3,800円 軽① 1,000円</p> <p>② 1,900円</p> <p>③ 2,900円</p> <p>重 4,500円</p> <p>自家用 4,000円</p> <p>* 5,000円 軽① 1,300円</p> <p>② 2,500円</p> <p>③ 3,800円</p> <p>重 6,000円</p> <p>* 平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両 軽【グリーン化特例】平成30年4月1日から平成31年3月31日までに最初の新規検査を受けた四輪以上及び三輪の軽自動車(新車に限る)で、次の基準に該当するものについて、グリーン化特例が適用される。 ①電気自動車・天然ガス自動車(平成20年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制適合し、NOx10%低減 (NOx:窒素酸化物)) ②貨物:平成27年度燃費基準+35%達成車 乗用:平成32年度燃費基準+30%達成車 ③貨物:平成27年度燃費基準+15%達成車 乗用:平成32年度燃費基準+10%達成車 ②、③については、ガソリンを内燃機関の燃料とする軽自動車であり、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★)に限る。 重【重課税率】最初の新規検査から13年を経過した車両</p> <p>小型特殊自動車</p> <p>①農耕作業用 2,400円</p> <p>②その他 5,900円</p> <p>3 二輪の小型自動車 6,000円</p>
課税期日			
納期			
市たばこ税	<p>平成29年4月1日より</p> <p>紙巻たばこ3級品(旧3級品)は、1,000本につき3,355円</p> <p>【手持ち品課税】平成28年から平成31年までの各年における4月1日の午前0時現在において、たばこ販売業者(小売販売業者及び卸売販売業者)が店舗等で合計5,000本以上の紙巻たばこ3級品を販売するために所持しているものについて税率の引き上げ分に相当するたばこ税を課税。 1,000本につき430円</p>	<p>平成30年4月1日から9月30日</p> <p>紙巻たばこ3級品(3級品)以外は、1,000本につき5,262円</p> <p>平成30年10月1日から平成31年9月30日</p> <p>紙巻たばこ3級品(3級品)以外は、1,000本につき5,692円</p> <p>平成30年4月1日から平成31年9月30日</p> <p>紙巻たばこ3級品(旧3級品)は、1,000本につき4,000円</p> <p>【手持ち品課税の課税標準と税率】 ①市内のたばこの販売業者が紙巻たばこ3級品のたばこ税率の引き上げ(平成30年4月1日)午前0時現在において、たばこの製造場又は保税地域以外の場所で販売のために5,000本以上紙巻たばこ3級品を所持している場合に、その所持する紙巻たばこ3級品 税率 1,000本につき645円 ②市内のたばこの販売業者等が紙巻たばこ3級品以外のたばこ税率の引き上げ(平成30年10月1日)午前0時現在において、たばこの製造場又は保税地域以外の場所で販売のために2,000本以上の紙巻たばこ3級品以外を所持している場合に、その所持する紙巻たばこ3級品以外 税率 1,000本につき430円</p>	<p>1,000本につき5,692円</p> <p>紙巻たばこ3級品は、1,000本につき4,000円 (令和元年10月1日から1,000本につき5,692円)</p> <p>【手持ち品課税の課税標準と税率】 市内のたばこの販売業者が紙巻たばこ3級品のたばこ税率の引き上げ(令和元年10月1日)午前0時現在において、たばこの製造場又は保税地域以外の場所で販売のために5,000本以上紙巻たばこ3級品を所持している場合に、その所持する紙巻たばこ3級品 税率 1,000本につき1,692円</p>
課税期日	手持ち品課税: 4月1日 午前0時	手持ち品課税: ①紙巻たばこ3級品: 4月1日 午前0時 ②紙巻たばこ3級品以外: 10月1日 午前0時	手持ち品課税: 紙巻たばこ3級品: 10月1日 午前0時
納期	手持ち品課税納付期限:10月2日	手持ち品課税: ①紙巻たばこ3級品以外: 10月1日(納期限) ②紙巻たばこ3級品以外: 10月1日(申告期限) 平成31年4月1日(納期限)	手持ち品課税: 紙巻たばこ3級品: 10月1日(申告期限) 令和2年3月31日(納期限)
特別土地保有税			
入港税			
事業所税			
前納税額			
督促手数料			

年度	R2	R3	R4
税目	<p>1 原動機付自転車</p> <p>① 総排気量が50cc以下又は定格出力0.6kw以下のもの 2,000円</p> <p>② 総排気量が50ccを超え90cc以下又は定格出力0.6kwを超え0.8kw以下のもの 2,000円</p> <p>③ 総排気量が90ccを超え125cc以下又は定格出力が0.8kwを超え1kw以下のもの 2,400円</p> <p>④ 三輪以上のもので総排気量が20ccを超え50cc以下のもの又は定格出力が0.25kwを超え0.6kw以下のもの 3,700円</p> <p>2 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>軽自動車</p> <p>① 二輪のもの(側車付含む) 3,600円</p> <p>② 三輪のもの 3,100円</p> <p>軽 ① 1,000円</p> <p>② 2,000円</p> <p>③ 3,000円</p> <p>③ 四輪以上のもの 重 4,600円</p> <p>乗用 営業用 * 5,900円 軽 ① 1,800円</p> <p>② 3,500円</p> <p>③ 5,200円</p> <p>重 8,200円</p> <p>自家用 7,200円</p> <p>* 10800円 軽 ① 2,700円</p> <p>② 5,400円</p> <p>③ 8,100円</p> <p>重 12,900円</p> <p>貨物用 営業用 3,000円</p> <p>* 3,800円 軽 ① 1,000円</p> <p>② 1,900円</p> <p>③ 2,900円</p> <p>重 4,500円</p> <p>自家用 4,000円</p> <p>* 5,000円 軽 ① 1,300円</p> <p>② 2,500円</p> <p>③ 3,800円</p> <p>重 6,000円</p> <p>* 平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両 軽:【グリーン化特例】平成31年4月1日から令和2年3月31日までに最初の新規検査を受けた四輪以上及び三輪の軽自動車(新車に限る)で、次の基準に該当するものについて、グリーン化特例が適用される。 ①電気自動車・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制適合し、NOx10%低減(NOx:窒素酸化物)) ②貨物:平成27年度燃費基準+35%達成車 乗用:令和2年度燃費基準+30%達成車 ③貨物:平成27年度燃費基準+15%達成車 乗用:令和2年度燃費基準+10%達成車 (②、③については、ガソリンを内燃機関の燃料とする軽自動車であり、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★)に限る。)</p> <p>重:【重課税率】最初の新規検査から13年を経過した車両</p> <p>小型特殊自動車</p> <p>①農耕作業用 2,400円</p> <p>②その他 5,900円</p> <p>3 二輪の小型自動車 6,000円</p>	<p>1 原動機付自転車</p> <p>① 総排気量が50cc以下又は定格出力0.6kw以下のもの 2,000円</p> <p>② 総排気量が50ccを超え90cc以下又は定格出力0.6kwを超え0.8kw以下のもの 2,000円</p> <p>③ 総排気量が90ccを超え125cc以下又は定格出力が0.8kwを超え1kw以下のもの 2,400円</p> <p>④ 三輪以上のもので総排気量が20ccを超え50cc以下のもの又は定格出力が0.25kwを超え0.6kw以下のもの 3,700円</p> <p>2 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>軽自動車</p> <p>① 二輪のもの(側車付含む) 3,600円</p> <p>② 三輪のもの 3,100円</p> <p>軽 ① 1,000円</p> <p>② 2,000円</p> <p>③ 3,000円</p> <p>③ 四輪以上のもの 重 4,600円</p> <p>乗用 営業用 * 5,900円 軽 ① 1,800円</p> <p>② 3,500円</p> <p>③ 5,200円</p> <p>重 8,200円</p> <p>自家用 7,200円</p> <p>* 10800円 軽 ① 2,700円</p> <p>② 5,400円</p> <p>③ 8,100円</p> <p>重 12,900円</p> <p>貨物用 営業用 3,000円</p> <p>* 3,800円 軽 ① 1,000円</p> <p>② 1,900円</p> <p>③ 2,900円</p> <p>重 4,500円</p> <p>自家用 4,000円</p> <p>* 5,000円 軽 ① 1,300円</p> <p>② 2,500円</p> <p>③ 3,800円</p> <p>重 6,000円</p> <p>* 平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両 軽:【グリーン化特例】平成31年4月1日から令和3年3月31日までに最初の新規検査を受けた四輪以上及び三輪の軽自動車(新車に限る)で、次の基準に該当するものについて、グリーン化特例が適用される。 ①電気自動車・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制適合し、NOx10%低減(NOx:窒素酸化物)) ②貨物:平成27年度燃費基準+35%達成車 乗用:令和2年度燃費基準+30%達成車 ③貨物:平成27年度燃費基準+15%達成車 乗用:令和2年度燃費基準+10%達成車 (②、③については、ガソリンを内燃機関の燃料とする軽自動車であり、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★)に限る。)</p> <p>重:【重課税率】最初の新規検査から13年を経過した車両</p> <p>小型特殊自動車</p> <p>①農耕作業用 2,400円</p> <p>②その他 5,900円</p> <p>3 二輪の小型自動車 6,000円</p>	<p>1 原動機付自転車</p> <p>① 総排気量が50cc以下又は定格出力0.6kw以下のもの 2,000円</p> <p>② 総排気量が50ccを超え90cc以下又は定格出力0.6kwを超え0.8kw以下のもの 2,000円</p> <p>③ 総排気量が90ccを超え125cc以下又は定格出力が0.8kwを超え1kw以下のもの 2,400円</p> <p>④ 三輪以上のもので総排気量が20ccを超え50cc以下のもの又は定格出力が0.25kwを超え0.6kw以下のもの 3,700円</p> <p>2 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>軽自動車</p> <p>① 二輪のもの(側車付含む) 3,600円</p> <p>② 三輪のもの * 3,900円 軽 ① 1,000円</p> <p>② 2,000円(乗用営業用のみ)</p> <p>③ 3,000円(乗用営業用のみ)</p> <p>③ 四輪以上のもの 重 4,600円</p> <p>乗用 営業用 * 5,900円 軽 ① 1,800円</p> <p>② 3,500円</p> <p>③ 5,200円</p> <p>重 8,200円</p> <p>自家用 7,200円</p> <p>* 10800円 軽 ① 2,700円</p> <p>② 5,400円</p> <p>③ 8,100円</p> <p>重 12,900円</p> <p>貨物用 営業用 3,000円</p> <p>* 3,800円 軽 ① 1,000円</p> <p>② 1,900円</p> <p>③ 2,900円</p> <p>重 4,500円</p> <p>自家用 4,000円</p> <p>* 5,000円 軽 ① 1,300円</p> <p>② 2,500円</p> <p>③ 3,800円</p> <p>重 6,000円</p> <p>* 平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両 軽:【グリーン化特例】令和3年4月1日から令和4年3月31日までに最初の新規検査を受けた三輪以上の軽自動車(新車に限る)で、次の基準に該当するものについて、グリーン化特例が適用される。 ①電気自動車 天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合、又は、平成21年排出ガス規制適合かつNOx(窒素酸化物)10%低減達成車に限る。) 燃料電池軽自動車(乗用自家用に限る。) ②令和12年度燃費基準90%達成車 ③令和12年度燃費基準70%達成車 (②、③については、ガソリンを内燃機関の燃料とする軽自動車であり、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★)に限る。)</p> <p>重:【重課税率】最初の新規検査から13年を経過した車両</p> <p>小型特殊自動車</p> <p>①農耕作業用 2,400円</p> <p>②その他 5,900円</p> <p>3 二輪の小型自動車 6,000円</p>
課税期日		令和3年4月1日	令和4年4月1日
納期		令和3年5月1日から同月31日まで	令和4年5月1日から同月31日まで
市たばこ税	<p>1000本につき5,692円 (令和2年10月1日から1000本につき6,122円)</p> <p>【手持ち品課税の課税標準と税率】 市内のたばこ販売業者が、たばこ税、道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率の引き上げ日(令和2年10月1日)午前0時現在において、たばこの製造場又は保税地以外の場所で、合計2万本以上の製造たばこを販売のために所持している場合、その所持する製造たばこ税率:1,000本につき430円</p>	<p>1000本につき6,122円 (令和3年10月1日から1000本につき6,552円)</p> <p>【手持ち品課税の課税標準と税率】 市内のたばこ販売業者が、たばこ税、道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率の引き上げ日(令和3年10月1日)午前0時現在において、たばこの製造場又は保税地以外の場所で、合計2万本以上の製造たばこを販売のために所持している場合、その所持する製造たばこ税率:1,000本につき430円</p>	<p>1000本につき6,552円</p>
課税期日	手持ち品課税: 令和2年10月1日 午前0時	手持ち品課税: 令和3年10月1日 午前0時	手持ち品課税: 令和3年10月1日 午前0時
納期	手持ち品課税: 令和2年11月2日(申告期限) 令和3年3月31日(納期限)	手持ち品課税: 令和3年11月1日(申告期限) 令和4年3月31日(納期限)	手持ち品課税: 令和3年11月1日(申告期限) 令和4年3月31日(納期限)
特別土地保有税	税率		
課税期日			
納期			
入港税	税率		
課税期日			
納期			
事業所税	税率		
課税期日			
納期			
前納税奨励金税額割			
督促手数料			

年度	R5		
税目	1 原動機付自転車		
	① 総排気量が50cc以下又は定格出力0.6kw以下のもの	2,000円	
	② 総排気量が50ccを超え90cc以下又は定格出力0.6kwを超え0.8kw以下のもの	2,000円	
	③ 総排気量が90ccを超え125cc以下又は定格出力が0.8kwを超え1kw以下のもの	2,400円	
	④ 三輪以上のもので総排気量が20ccを超え50cc以下のもの又は定格出力が0.25kwを超え0.6kw以下のもの	3,700円	
	2 軽自動車及び小型特殊自動車		
	軽自動車		
	① 二輪のもの(側車付含む)	3,600円	
	② 三輪のもの	3,100円 * 3,900円	軽 ① 1,000円 ② 2,000円(兼用営業用のみ) ③ 3,000円(兼用営業用のみ)
	税率	重 4,600円	
軽自動車税	③ 四輪以上のもの		
	兼用 営業用	5,500円 * 6,900円	軽 ① 1,800円 ② 3,500円 ③ 5,200円
		重 8,200円	
	自家用	7,200円 * 10,800円	軽 ① 2,700円
		重 12,900円	
	貨物用 営業用	3,000円 * 3,800円	軽 ① 1,000円
		重 4,500円	
	自家用	4,000円 * 5,000円	軽 ① 1,300円
		重 6,000円	
		<p>*平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両 軽:【グリーン化特例】令和4年4月1日から令和5年3月31日まで最初の新規検査を受けた三輪以上の軽自動車(新車に限る)で、次の基準に該当するものについて、グリーン化特例が適用される。 ①電気自動車 天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合、又は、平成21年排出ガス規制適合かつNOx(窒素酸化物)10%低減達成車に限る。) 燃料電池軽自動車(兼用自家用に限る。) ②令和12年度燃費基準90%達成車 ③令和12年度燃費基準70%達成車 ②、③については、ガソリンを内燃機関の燃料とする軽自動車であり、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★)に限る。)</p> <p>重:【重課税率】最初の新規検査から13年を経過した車両</p>	
小型特殊自動車			
①農耕作業用	2,400円		
②その他	5,900円		
3 二輪の小型自動車	6,000円		
課税期日	令和5年4月1日		
納期	令和5年5月1日から同月31日まで		
市たばこ税	税率	1000本につき6,552円	
	課税期日		
	納期		
特別土地保有税	税率		
	課税期日		
	納期		
入通税	税率		
	課税期日		
	納期		
事業所税	税率		
	課税期日		
	納期		
前納報奨金 税額割			
督促手数料			